

○和光市議会傍聴規則

昭和 46 年 7 月 13 日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申出書(様式第 1 号)を当該会議の当日に議長に提出し、傍聴証(様式第 2 号)の交付を受けなければならない。

(傍聴証の交付及び返還)

第 4 条 議長は、前条の傍聴申出書の提出があった者に対し、先着順に傍聴証を交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証の交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴中常に胸部の見やすい位置に傍聴証を付けなければならない。

4 傍聴人は、傍聴を終えたときは、直ちに傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 一般席の傍聴人の定員は、44 人とする。

2 一般席の傍聴人が前項の定員に達したときは、入場できない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴することができない者)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 会議の妨害となる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者

(傍聴人の遵守事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明すること。

(2) 飲食又は喫煙すること。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(録音、撮影等の許可)

第9条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 和光市議会傍聴人取締規則(昭和36年規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成4年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年議会規則第1号)

この規則は、平成11年12月2日から施行する。

附 則(平成17年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

傍聴申出書			
整理番号			
1 申出日	年	月	日 (当日限り有効)
2 住所			
3 氏名			
傍聴を希望される方へ			
(1) 録音、録画又は撮影をされる方は、あらかじめ議長の許可を得てください。			
(2) 傍聴を終えたときは、傍聴証を議会事務局に返還してください。			
(3) 携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。			

様式第 2 号

(表面)

第 号		
和光市議会		
傍聴証		
	傍聴が終わったときは、事務局 へ返還してください。	

(裏面)

傍聴人は、次に掲げる事項をしてはならない。
1 会議に対して拍手等の方法により可否を表明すること。
2 飲食又は喫煙をすること。
3 みだりに傍聴席を離れること。
4 その他、会議の妨害となるような行為をしないこと。